

の「水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十三条第二項に規定する特定産業廃棄物をいう。）とする。

（産業廃棄物管理票等に関する規定の特例）

第六条 廃棄物処理規則第八條の二十、第八條の二十一第一項、第八條の三十一の二、第八條の三十二及び第八條の三十六並びに様式第二號の十五及び様式第三號の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「又は水銀含有ばいじん等」とあるのは、「水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十三条第二項に規定する特定産業廃棄物をいう。）とする。」とする。

「石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十三条第二項に規定する特定産業廃棄物をいう。）とする。

（産業廃棄物管理票等に関する規定の特例）

第六条 廃棄物処理規則第八條の二十、第八條の二十一第一項、第八條の三十一の二、第八條の三十二及び第八條の三十六並びに様式第二號の十五及び様式第三號の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「石綿含有産業廃棄物」とあるのは、「石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十三条第二項に規定する特定産業廃棄物をいう。）とする。」とする。

（平成二十八年熊本地震により特に必要となつた一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二條の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の一部改正）

第三条 平成二十八年熊本地震により特に必要となつた一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二條の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（平成二十八年環境省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（平成二十八年熊本地震により特に必要となつた一般廃棄物の処理を行う場合に係る法第十五條の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物の特例）	（平成二十八年熊本地震により特に必要となつた一般廃棄物の処理を行う場合に係る法第十五條の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物の特例）

第二条（略）

2 前項の規定が適用される場合における規則第十二條の七の十六第二項及び第十二條の七の十七の規定の適用については、規則第十二條の七の十六第二項中「前項第一号から第五号まで」とあるのは「平成二十八年熊本地震により特に必要となつた一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二條の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（平成二十八年環境省令第十八号）第二條第一項第一号から第六号まで」と、規則第十二條の七の十七中「前條第一項第四號の二」とあるのは「平成二十八年熊本地震により特に必要となつた一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二條の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（平成二十八年環境省令第十八号）第二條第一項第五号」とする。

附則

この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。

○環境省令第十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百七十六号）の施行に伴い、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五條第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月十二日

環境大臣臨時代理 国務大臣 山本 有二

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五條第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五條第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	<p>(汚泥等に係る判定基準)</p> <p>第二条 令第五条第一項第十一号の括弧内の環境省令で定める基準、当該環境省令で定める基準以外の同号の環境省令で定める基準及び同条第三項の表第一号下欄口の環境省令で定める基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理令」という。)</p> <p>第二条の四第八号及び第十一号に掲げる廃棄物又は廃棄物処理令第六条の五第一項第三号ナに規定する汚泥若しくは当該汚泥を処分するために処理したもののうち廃棄物処理令別表第五の二五の項の下欄に掲げる物質を含むものにあつては試料一グラムに</p>
改 正 前	<p>(汚泥等に係る判定基準)</p> <p>第二条 令第五条第一項第十一号の括弧内の環境省令で定める基準、当該環境省令で定める基準以外の同号の環境省令で定める基準及び同条第三項の表第一号下欄口の環境省令で定める基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理令」という。)</p> <p>第二条の四第八号及び第十一号に掲げる廃棄物又は廃棄物処理令第六条の五第一項第三号ツに規定する汚泥若しくは当該汚泥を処分するために処理したもののうち廃棄物処理令別表第五の二五の項の下欄に掲げる物質を含むものにあつては試料一グラムに</p>

告

示

つきダイオキシソ類三ナノグラム以下とし、廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ(若しくは第六条の五第一項第三号イ(5)に規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものにあつては別表第一第八号上欄に掲げる物質について同号下欄に掲げるとおりとし、廃棄物処理令第六条第一項第三号レ若しくは第六条の五第一項第三号ナに規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものにあつては別表第一第一三三号、第一四号、第二〇号から第三一号まで及び第三三号の上欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げるとおりとする。

つきダイオキシソ類三ナノグラム以下とし、廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ(若しくは第六条の五第一項第三号イ(5)に規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものにあつては別表第一第八号上欄に掲げる物質について同号下欄に掲げるとおりとし、廃棄物処理令第六条第一項第三号レ若しくは第六条の五第一項第三号ツに規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものにあつては別表第一第一三三号、第一四号、第二〇号から第三一号まで及び第三三号の上欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げるとおりとする。

附則
この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。

○農林水産省告示第九百四十九号
家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第三十六条第一項第一号の規定に基づき、平成二十九年二月二十八日農林水産省告示第三百六号(家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。
平成二十九年六月十二日
農林水産大臣 山本 有二

改 正 後	<p>家畜伝染病予防法(以下「法」という。)</p> <p>第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものは、次の表の第一欄に掲げる物ごとに、それぞれ第二欄に定める物を除く。)とする。</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">第一欄</td> <td style="text-align: center;">第二欄</td> <td style="text-align: center;">第三欄</td> </tr> <tr> <td>豚及びいのしし以外の偶蹄類の動物に係る法第三十七条第一項第一号及び第三号に掲げる物</td> <td>一、六 (略)</td> <td>一 生体のうち牛疫及び口蹄疫の発生を予防するために必要な措置が講じられているものとして特定地域(シンガポール、ボスニア・ヘルツェゴビナ及びブルマニアの地域をいう。以下同じ。)の政府機関が指定する農場において飼養したものである旨を記載した輸出国の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの並びにその運送のための敷料その他これに準ずる物</td> </tr> </table>	第一欄	第二欄	第三欄	豚及びいのしし以外の偶蹄類の動物に係る法第三十七条第一項第一号及び第三号に掲げる物	一、六 (略)	一 生体のうち牛疫及び口蹄疫の発生を予防するために必要な措置が講じられているものとして特定地域(シンガポール、ボスニア・ヘルツェゴビナ及びブルマニアの地域をいう。以下同じ。)の政府機関が指定する農場において飼養したものである旨を記載した輸出国の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの並びにその運送のための敷料その他これに準ずる物
第一欄	第二欄	第三欄					
豚及びいのしし以外の偶蹄類の動物に係る法第三十七条第一項第一号及び第三号に掲げる物	一、六 (略)	一 生体のうち牛疫及び口蹄疫の発生を予防するために必要な措置が講じられているものとして特定地域(シンガポール、ボスニア・ヘルツェゴビナ及びブルマニアの地域をいう。以下同じ。)の政府機関が指定する農場において飼養したものである旨を記載した輸出国の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの並びにその運送のための敷料その他これに準ずる物					
改 正 前	<p>家畜伝染病予防法(以下「法」という。)</p> <p>第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものは、次の表の第一欄に掲げる物ごとに、それぞれ第二欄に定める物を除く。)とする。</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">第一欄</td> <td style="text-align: center;">第二欄</td> <td style="text-align: center;">第三欄</td> </tr> <tr> <td>豚及びいのしし以外の偶蹄類の動物に係る法第三十七条第一項第一号及び第三号に掲げる物</td> <td>一、六 (略)</td> <td>一 生体のうち牛疫及び口蹄疫の発生を予防するために必要な措置が講じられているものとして特定地域(シンガポール、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴビナ及びブルマニアの地域をいう。以下同じ。)の政府機関が指定する農場において飼養したものである旨を記載した輸出国の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの並びにその運送のための敷料その他これに準ずる物</td> </tr> </table>	第一欄	第二欄	第三欄	豚及びいのしし以外の偶蹄類の動物に係る法第三十七条第一項第一号及び第三号に掲げる物	一、六 (略)	一 生体のうち牛疫及び口蹄疫の発生を予防するために必要な措置が講じられているものとして特定地域(シンガポール、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴビナ及びブルマニアの地域をいう。以下同じ。)の政府機関が指定する農場において飼養したものである旨を記載した輸出国の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの並びにその運送のための敷料その他これに準ずる物
第一欄	第二欄	第三欄					
豚及びいのしし以外の偶蹄類の動物に係る法第三十七条第一項第一号及び第三号に掲げる物	一、六 (略)	一 生体のうち牛疫及び口蹄疫の発生を予防するために必要な措置が講じられているものとして特定地域(シンガポール、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴビナ及びブルマニアの地域をいう。以下同じ。)の政府機関が指定する農場において飼養したものである旨を記載した輸出国の政府機関又は農林水産大臣が指定する者の発行する証明書を添付してあるもの並びにその運送のための敷料その他これに準ずる物					